北米										
ニューヨーク（国際連合）	800,000	670,000	629,400	604,200	579,000	503,500	428,000	377,600	327,300	302,100	276,900	251,800
モントリオール（国際民間航空機関）	630,000	600,000	563,000	540,500	518,000	450,400	382,800	337,800	292,800	270,200	247,700	225,200
欧州												
ウィーン（在ウィーン国際機関）	770,000	750,000	696,100	668,300	640,400	556,900	473,400	417,700	362,000	334,100	306,300	278,500
ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）（軍縮会議）	1,040,000 910,000	880,000 880,000	817,100 817,100	784,400 784,400	751,800 751,800	653,700 653,700	555,600 555,600	490,300 490,300	424,900 424,900	392,200 392,200	359,500 359,500	326,900 326,900
パリ（経済協力開発機構）（国際連合教育科学文化機関）	760,000 700,000	680,000 680,000	633,400 633,400	608,000 608,000	582,700 582,700	506,700 506,700	430,700 430,700	380,000 380,000	329,400 329,400	304,000 304,000	278,700 278,700	253,400 253,400
ブリュッセル（欧州連合）	770,000	690,000	647,800	621,800	595,900	518,200	440,500	388,700	336,800	310,900	285,000	259,100

附　則

この政令は、平成二十七年三月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在チリ、在アルメニア、在ガーナ、在シエラレオネ、在ナミビア及び在リベリアの各日本国大使館に係る部分を除く。）は、平成二十六年八月一日から適用する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十七号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち長野市と金沢市とを連絡する区間	平成二十七年三月十四日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三